令和８年１２月１日提出

伊 万 里 市 議 会 第 ４ 回 定 例 会 議 案

伊　万　里　市　長

議　　案　　目　　次

ページ

議案甲第４９号　伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及び伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について…… 1

議案甲第５０号　伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について…… 4

議案甲第５１号　伊万里市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について…… 8

議案甲第５２号　伊万里市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について……10

議案甲第５３号　伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について……16

議案甲第５４号　伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について……18

議案甲第５５号　伊万里市産業の振興を促進するための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について……20

議案甲第５６号　伊万里市手数料条例の一部を改正する条例制定について……23

議案甲第５７号　伊万里市景観条例の一部を改正する条例制定について……25

議案甲第５８号　第７次伊万里市総合計画基本構想及び基本計画の策定について……27

議案甲第５９号　指定管理者の指定について……28
（伊万里市子ども第三の居場所きらら）

議案甲第６０号　指定管理者の指定について……29
（伊万里市老人福祉センター）

議案甲第６１号　指定管理者の指定について……30
（伊万里休日・夜間急患医療センター）

議案甲第６２号　指定管理者の指定について……31
（伊万里市夢耕房たきの）

議案甲第６３号　指定管理者の指定について……32
（伊万里・有田焼伝統産業会館）

議案甲第６４号　指定管理者の指定について……33
（伊万里市東駅ビル及び伊万里市西駅ビル）

議案甲第６５号　路線の認定について……34

議案乙第３１号　令和８年度伊万里市一般会計補正予算（第６号）について……別冊

議案乙第３２号　令和８年度伊万里市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について……別冊

議案乙第３３号　令和８年度伊万里市介護保険特別会計補正予算（第２号）について……別冊

議案乙第３４号　令和８年度伊万里市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について……別冊

議案乙第３５号　令和８年度伊万里市水道事業特別会計補正予算（第２号）について……別冊

議案乙第３６号　令和８年度伊万里市工業用水道事業特別会計補正予算（第１号）について……別冊

議案乙第３７号　令和８年度伊万里市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について……別冊

報告第１２号　専決処分の報告について……35
（損害賠償の額を定めることについて）

議案甲第４９号

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及び伊万里市子ども
の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及び伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　保険医療機関等における医療費助成に係る受給資格の確認方法を追加したいので、この案を提出する。

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及び伊万里市子ども
の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

（伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正）

第１条　伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和５５年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の規則で定める方法により、指定保険医療機関等が受給資格に係る情報を確認できる場合は、この限りでない。

第７条第１項中「前条第３項の規定により」を削り、「に受給資格証を提示し」を「において」に改める。

（伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和４８年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の規則で定める方法により、指定保険医療機関等が受給資格に係る情報を確認できる場合は、この限りでない。

第７条第１項中「第５条第３項の規定により」を削り、「に受給資格証を提示し」を「において」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案甲第５０号

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　個人番号を利用する事務等を追加したいので、この案を提出する。

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「市の機関が、市の他の機関（以下「他機関」という。）に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他機関が情報提供ネットワークシステムを使用せずに当該利用特定個人情報」を「別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報」に改める。

別表第１に次のように加える。

２４　教育委員会	伊万里市特別支援教育就学奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
２５　教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
２６　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２に次のように加える。

２５　教育委員会	伊万里市特別支援教育就学奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定

		めるもの
２６　教育委員会	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
２７　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第５条関係）

情報照会機　関	事務	情報提供機　関	特定個人情報
１　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
２　教育委員会	伊万里市特別支援教育就学奨励費補助金の交付に関する事務であって規則	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であっ

	で定めるもの		て規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3　教育委員会	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案甲第５１号

伊万里市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　特別職の職員の期末手当を改定したいので、この案を提出する。

伊万里市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市特別職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊万里市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第４条の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の伊万里市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案甲第５２号

伊万里市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　職員の給与を改定したいので、この案を提出する。

伊万里市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１５条の４第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７２．５」に改める。

第１５条の７第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５２．５」に改める。

別表第１を次のように改める。

「別紙」

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊万里市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の伊万里市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

「別紙」

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,300	253,900	288,900	323,700	347,600	383,000	438,300
	2	208,300	255,200	289,900	325,200	349,400	384,800	440,300
	3	209,600	256,600	290,900	326,600	351,300	386,400	442,200
	4	210,700	258,000	291,900	328,000	353,100	388,000	444,000
	5	211,800	259,400	292,900	329,500	354,800	389,600	445,900
	6	213,500	260,800	293,900	330,700	356,600	391,400	447,700
	7	215,100	262,200	294,900	331,800	358,400	392,900	449,500
	8	216,700	263,700	295,900	333,000	360,000	394,500	451,400
	9	218,200	265,100	297,000	334,300	361,600	395,900	453,000
	10	220,000	266,300	298,100	335,900	363,400	397,500	454,500
	11	221,600	267,600	299,100	337,600	365,100	399,100	456,000
	12	223,200	268,900	300,100	339,200	366,800	400,600	457,500
	13	224,700	270,100	301,100	340,800	368,300	402,500	459,000
	14	226,400	271,300	302,400	342,400	369,900	404,400	460,300
	15	228,200	272,600	303,700	344,100	371,500	406,400	461,700
	16	229,800	273,800	304,900	345,700	373,100	408,200	462,900
	17	231,100	275,000	306,200	347,200	374,400	409,700	464,100
	18	232,700	276,100	307,600	348,900	376,100	411,500	465,400
	19	234,300	277,200	308,900	350,600	377,700	413,200	466,700
	20	235,800	278,300	310,100	352,300	379,300	414,800	467,900
	21	237,300	279,200	311,200	353,700	380,400	416,500	469,100
	22	238,900	280,200	312,400	355,400	381,900	418,000	469,900
	23	240,500	281,200	313,700	357,100	383,400	419,400	470,700
	24	242,200	282,200	315,000	358,700	385,000	420,800	471,500
	25	243,900	283,200	316,300	359,900	386,700	422,200	472,200
	26	245,500	284,100	317,400	361,800	388,500	423,400	472,800
	27	246,800	284,900	318,500	363,600	390,100	424,600	473,400
	28	248,100	285,900	319,500	365,200	391,800	425,600	474,000
	29	249,400	286,700	320,700	366,700	393,200	426,700	474,700
	30	250,500	287,500	321,900	368,300	394,500	428,000	475,500
	31	251,600	288,400	323,100	369,900	395,800	429,100	475,900

32	252, 800	289, 100	324, 300	371, 500	397, 200	430, 200	476, 600
33	253, 900	289, 900	325, 500	373, 300	398, 300	430, 900	477, 100
34	254, 800	290, 700	326, 800	375, 100	399, 200	431, 600	477, 500
35	255, 700	291, 500	328, 200	376, 900	400, 200	432, 200	477, 900
36	256, 700	292, 100	329, 600	378, 700	401, 200	432, 900	478, 300
37	257, 700	292, 800	330, 900	380, 200	402, 000	433, 500	478, 700
38	258, 600	293, 600	332, 200	381, 600	402, 900	434, 100	479, 000
39	259, 500	294, 300	333, 500	383, 000	403, 800	434, 600	479, 300
40	260, 300	295, 000	334, 800	384, 500	404, 600	435, 000	479, 600
41	261, 100	295, 700	336, 200	386, 000	405, 400	435, 400	479, 900
42	261, 700	296, 600	337, 400	386, 800	406, 300	435, 600	480, 200
43	262, 300	297, 300	338, 600	387, 700	407, 100	435, 900	480, 500
44	262, 900	298, 000	339, 700	388, 700	407, 800	436, 200	480, 800
45	263, 600	298, 700	340, 700	389, 600	408, 500	436, 500	481, 100
46	264, 200	299, 400	341, 900	390, 700	409, 200	436, 800	
47	264, 800	300, 100	343, 100	391, 600	409, 900	437, 100	
48	265, 400	300, 700	344, 400	392, 600	410, 600	437, 400	
49	265, 900	301, 400	345, 500	393, 500	411, 100	437, 600	
50	266, 500	302, 100	346, 700	394, 200	411, 700	437, 900	
51	267, 100	302, 800	347, 900	394, 900	412, 300	438, 100	
52	267, 600	303, 500	349, 100	395, 600	413, 000	438, 400	
53	268, 000	304, 000	350, 400	396, 000	413, 400	438, 600	
54	268, 400	304, 700	351, 500	396, 600	414, 000	439, 000	
55	268, 700	305, 300	352, 600	397, 200	414, 600	439, 300	
56	269, 000	306, 000	353, 700	397, 900	415, 100	439, 600	
57	269, 300	306, 600	354, 400	398, 200	415, 500	439, 800	
58	269, 600	307, 300	355, 300	398, 900	416, 100	440, 100	
59	269, 900	307, 900	356, 000	399, 600	416, 700	440, 400	
60	270, 200	308, 700	356, 800	400, 200	417, 300	440, 600	
61	270, 500	309, 300	357, 600	400, 500	417, 700	440, 800	
62	270, 800	309, 800	358, 000	401, 000	418, 200	441, 100	
63	271, 100	310, 300	358, 500	401, 600	418, 700	441, 400	
64	271, 400	310, 700	359, 200	402, 200	419, 300	441, 600	
65	271, 700	311, 200	360, 000	402, 500	419, 600	441, 800	
66	272, 000	311, 700	360, 700	403, 100	420, 000		

67	272, 300	312, 100	361, 400	403, 800	420, 300		
68	272, 600	312, 600	362, 100	404, 400	420, 700		
69	272, 900	313, 000	362, 600	404, 800	421, 000		
70	273, 200	313, 500	363, 200	405, 300	421, 300		
71	273, 500	313, 900	363, 700	406, 000	421, 600		
72	273, 800	314, 400	364, 300	406, 500	421, 800		
73	274, 100	314, 800	364, 600	407, 000	422, 000		
74	274, 500	315, 200	365, 100	407, 600	422, 300		
75	274, 800	315, 500	365, 400	408, 000	422, 600		
76	275, 100	315, 800	365, 800	408, 300	422, 800		
77	275, 400	316, 000	366, 200	408, 700	423, 000		
78	275, 700	316, 300	366, 700	409, 200	423, 300		
79	276, 000	316, 500	367, 200	409, 600	423, 600		
80	276, 300	316, 800	367, 700	410, 000	423, 800		
81	276, 600	317, 000	368, 000	410, 400	424, 000		
82	276, 900	317, 200	368, 400	410, 900	424, 300		
83	277, 200	317, 500	368, 800	411, 300	424, 600		
84	277, 500	317, 700	369, 200	411, 700	424, 800		
85	277, 800	318, 000	369, 500	412, 000	425, 000		
86	278, 100	318, 300	369, 900	412, 400			
87	278, 400	318, 600	370, 300	412, 800			
88	278, 700	318, 900	370, 700	413, 200			
89	279, 000	319, 200	370, 900	413, 600			
90	279, 300	319, 500	371, 300	413, 900			
91	279, 600	319, 800	371, 700	414, 300			
92	279, 900	320, 100	372, 100	414, 700			
93	280, 200	320, 300	372, 300	415, 000			
94		320, 500	372, 600				
95		320, 800	373, 100				
96		321, 200	373, 400				
97		321, 400	373, 700				
98		321, 700	374, 100				
99		322, 000	374, 500				
100		322, 400	374, 900				
101		322, 600	375, 400				

	102		322,900	375,800				
	103		323,200	376,200				
	104		323,500	376,600				
	105		323,700	377,100				
	106		324,000	377,500				
	107		324,300	377,800				
	108		324,600	378,100				
	109		324,800	378,500				
	110		325,100					
	111		325,500					
	112		325,800					
	113		326,000					
	114		326,200					
	115		326,500					
	116		326,900					
	117		327,100					
	118		327,300					
	119		327,600					
	120		327,900					
	121		328,200					
	122		328,400					
	123		328,700					
	124		329,000					
	125		329,400					
定年前再任用短時間勤務職員		220,900	249,900	295,100	317,700	334,700	362,900	409,200

議案甲第５３号

伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　特定任期付職員の給与を改定したいので、この案を提出する。

伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表１の項中「４１０，０００」を「４２３，０００」に改め、同表２の項中「４６０，０００」を「４７５，０００」に改め、同表３の項中「５１４，０００」を「５３０，０００」に改め、同表４の項中「５８０，０００」を「５９９，０００」に改め、同表５の項中「６６２，０００」を「６８４，０００」に改め、同表６の項中「７７３，０００」を「７９８，０００」に改め、同表７の項中「９０２，０００」を「９３２，０００」に改める。

第８条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９０」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案甲第５４号

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　市議会議員の期末手当を改定したいので、この案を提出する。

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７７.５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第２項の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案甲第５５号

伊万里市産業の振興を促進するための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市産業の振興を促進するための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　固定資産税の不均一課税の対象を拡大したいので、この案を提出する。

伊万里市産業の振興を促進するための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市産業の振興を促進するための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成２８年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の４号を加える。

⑽　対象設備設置者　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第１０条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成１３年総務省令第５４号。以下「原発立地地域振興特措法省令」という。）第１条第１項第１号に規定する対象設備設置者をいう。

⑾　対象設備　原発立地地域振興特措法省令第１条第１項第１号に規定する対象設備をいう。

⑿　原子力発電施設等立地地域　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成１２年法律第１４８号）第３条第１項の規定により指定された地域をいう。

⒀　特定償却資産　原発立地地域振興特措法省令第１条第２項に規定する特定償却資産をいう。

第４条の２の次に次の１条を加える。

第４条の３　対象設備設置者について、対象設備（原子力発電施設等立地地域の区域内において新設し、又は増設した設備に限り、倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産（特定償却資産に該当するものに限る。）並びに当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、伊万里市税条例第６２条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課されることとなった年度から３箇年度に限り、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。

⑴　初年度　１００分の０．１４

⑵　第２年度　１００分の０．３５

⑶　第３年度　１００分の０．７

第６条中「第４条の２」を「第４条の３」に改める。

第７条中「若しくは第４条の２」を「から第４条の３まで」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案甲第５６号

伊万里市手数料条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　多機能端末機により証明書等を交付する場合の手数料を改定したいので、この案を提出する。

伊万里市手数料条例の一部を改正する条例

伊万里市手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

別表備考に次のように加える。

３　多機能端末機により証明書等を交付する場合の手数料は、この表に掲げる手数料の金額から１００円を減じた額とする。

附則に次の１項を加える。

（多機能端末機により証明書等を交付する場合の手数料の特例）

４　令和９年２月１日から令和１１年１月３１日までの間、多機能端末機により証明書等を交付する場合の手数料については、別表の規定にかかわらず、１通につき１０円とする。

附　則

この条例は、令和９年２月１日から施行する。

議案甲第５７号

伊万里市景観条例の一部を改正する条例制定について

伊万里市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　景観法の改正に伴い、改正する必要があるので、この案を提出する。

伊万里市景観条例の一部を改正する条例

伊万里市景観条例（令和５年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第７条中「同条第７項各号」を「同条第８項各号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案甲第５８号

第７次伊万里市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

第７次伊万里市総合計画基本構想及び基本計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　第７次伊万里市総合計画基本構想及び基本計画の策定については、伊万里市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例第２条の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

議案甲第５９号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

１　公の施設の名称

伊万里市子ども第三の居場所きらら

２　指定管理者となる団体の住所及び名称

伊万里市伊万里町甲１３０番地２

特定非営利活動法人のいちご会

理事長　大　瀧　美奈子

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　指定管理者の指定をすることについては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

議案甲第６０号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

１　公の施設の名称

伊万里市老人福祉センター

２　指定管理者となる団体の住所及び名称

伊万里市立花町１５４２番地５７

公益社団法人伊万里市シルバー人材センター

理事長　原　口　源　嗣

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　指定管理者の指定をすることについては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

議案甲第６１号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

１　公の施設の名称

伊万里休日・夜間急患医療センター

２　指定管理者となる団体の住所及び名称

伊万里市立花町１５４２番地１５

一般社団法人伊万里・有田地区医師会

会長　古　川　浩一郎

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　指定管理者の指定をすることについては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

議案甲第６２号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

１　公の施設の名称

伊万里市夢耕房たきの

２　指定管理者となる団体の住所及び名称

伊万里市東山代町川内野４５１８番地１

滝野地区振興期成会

会長　幸　松　傳　司

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　指定管理者の指定をすることについては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

議案甲第６３号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

１　公の施設の名称

伊万里・有田焼伝統産業会館

２　指定管理者となる団体の住所及び名称

伊万里市立花町２４０４番地１２

伊万里陶磁器工業協同組合

理事長　徳　永　圭　太

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　指定管理者の指定をすることについては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

議案甲第６４号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

１　公の施設の名称

伊万里市東駅ビル

伊万里市西駅ビル

２　指定管理者となる団体の住所及び名称

伊万里市立花町２３５７番地１９

株式会社三和美装

代表取締役　樋　渡　恵　一

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　指定管理者の指定をすることについては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

議案甲第６５号

路線の認定について

下記の路線を市道に認定するものとする。

記

路線整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
４１６２	大里２９号線	伊万里市二里町大里字西原田 伊万里市二里町大里字西原田	
５０７０	富士町１７号線	伊万里市立花町字広田 伊万里市立花町字銭亀	
５０７１	富士町１８号線	伊万里市立花町字萱村 伊万里市立花町字萱村	

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

提案理由　路線を認定するには、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

報告第１２号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第５号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和８年１２月１日提出

伊万里市長　深　浦　弘　信

専決第５号

専　決　処　分　書

損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例第５号の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和８年１１月１８日

伊万里市長　深　浦　弘　信

記

事　故　の　内　容	教育委員会公用車の、建物との接触による物損事故
事故発生年月日	令和８年７月１０日
事故発生場所	伊万里市伊万里町甲６２９番地　有料老人ホームはれいゆ敷地内
損害賠償の相手方	[redacted]
損害賠償の額	１６９，４００円